

第 29 回
大阪市路上喫煙対策委員会
資 料

平成30年8月28日

大阪市環境局

第29回路上喫煙対策委員会資料

目 次

「路上喫煙禁止地区」の新たな指定（中央区戎橋筋・心斎橋筋地域）について

(1) 新たな喫煙所の検討について …………… 資料1

(2) 「路上喫煙禁止地区」の新たな指定（中央区戎橋筋・心斎橋筋地域）

について(答申)(案)について …… 資料2

新たな喫煙所の検討について

・当委員会でのご意見の要旨

平成 19 年 9 月 第 2 回中間答申

「路上喫煙禁止地区」にかかる考え方について(「喫煙設備のあり方について」)

①「路上喫煙禁止地区」指定に伴う喫煙設備の考え方

- ・効果的な啓発機能、P R 機能を有することが望まれる。
- ・「禁止地区」指定に伴う喫煙設備は、喫煙に起因する迷惑や危険に十分配慮して設置されなければならない。

②「禁止地区」指定に伴い設置する喫煙設備の設置場所の条件

- ・他人へ及ぼす迷惑や危険のおそれが高い場所であること。
- ・設備の面積がある程度広く、わかりやすい場所にあること。
- ・法規制をクリアしていること。

平成 25 年 6 月 答申 路上喫煙禁止地区にかかる考え方について

○喫煙設備についての留意点

新たな「禁止地区」の指定にあたっては、「禁止地区」における路上喫煙を規制するだけでなく、「マナーを守った喫煙」のための場所の確保（提供）も必要と考える。

そのため、できる限り、禁止地区内又は禁止地区に近い場所に、喫煙により他人に迷惑や危険を及ぼすおそれがなく、PR 効果を持つ喫煙設備を設けられたい。

平成 26 年 10 月 答申 新たな「路上喫煙禁止地区」(都島区京橋地域)の指定について

○喫煙設備について

京橋地域の安全なまちづくり連絡協議会（以下、「協議会」）では、議論の結果、禁止地区内に喫煙所は設けない意向を取りまとめたが、委員会としては、協議会の意向を尊重しつつも、禁止地区の区域が一定広範囲であることから、禁止地区内に喫煙所は設置すべきであり、そのことが「マナーを守った喫煙」を実現し、禁止地区指定による路上喫煙対策の実効性を高め、ひいては喫煙マナーの向上と地域の環境改善に資すると考えた。

よって、「協議会」と十分協議したうえで、禁止地区内に、喫煙により他人に迷惑や危険を及ぼすおそれがなく、P R 効果を持つ喫煙設備を設けるよう答申した。

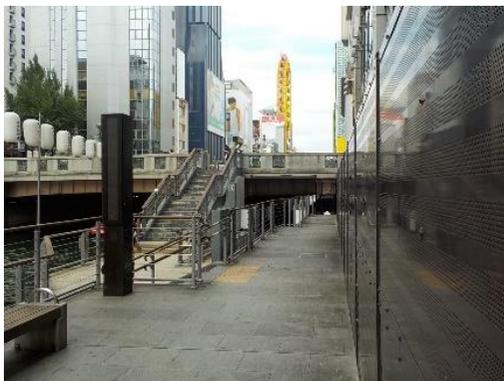
新たな喫煙設備設置場所の検討について



三休橋交差点内中央分離帯
道路管理者等と調整中



道頓堀リバーウォーク
河川管理者等関係先と調整中



長堀通三休橋交差点喫煙設備検討地 位置図

